

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

○意見募集期間：平成27年10月3日（土）から平成27年11月2日（月）まで

○提出された御意見の件数：2件

	意見提出者
1	個人
2	一般社団法人 信書便事業者協会

番号	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>私はなぜ他の事業者にも郵便事業を開放しないのか？不思議でなりません。なんで日本郵便だけが郵便配達を許されているのかおかしいです。ヤマト運輸、佐川急便、その他事業者にどんどん任せるべきです。競争にもなります。競争なくして成長はありません。今の法律は今の時代にあってません。今にあった法律に改正すべきです。ヤマト運輸や佐川急便、その他の事業者から郵便を送れるように受け取れるようにしていただきたいです。国は規制緩和と言ってますがなかなかこういうのはやってくれませんね。</p> <p>【個人】</p>	<p>御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現在においても、信書の送達の役務については、「特定信書便事業」のほか「一般信書便事業」についても、民間事業者が総務大臣の許可を得て営むことができることとされているところです。</p>	なし
2	<p>省令改正案について賛成です。</p> <p>特に、料金基準の引下げについては、今後、値引きによって配達予定日時が遅延するケースの発生など、利用者がサービス品質低下等の不利益を被ることのないよう留意することが必要です。</p> <p>サービス品質の維持向上は、協会による自主的取組の領分であると考えますが、行政当局としても、協会におけるサービス品質の維持向上に向けた自主的な取組を促進することが必要であると考えます。</p> <p>【一般社団法人 信書便事業者協会】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし